

愛西市ラグビーフットボール協会規約

本 則

- 第1条 本会を愛西市ラグビーフットボール協会という。
- 第2条 本会は愛知県ラグビーフットボール協会の下部組織として愛知県におけるラグビーフットボールの中枢機関となり、競技の健全な発達、及びその普及を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的のために次の事業を行う。
- 1 競技会の開催及び主管
 - 2 競技会の指導及び斡旋
 - 3 競技者の保健、安全対策、救護、その他体育医事に関する事項
 - 4 ラグビーフットボールの宣伝及び普及
 - 5 その他本会の目的に必要な一切の事項
- 第4条 本会に次の役員を置く
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 1名 |
| 理 事 | 15名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 評 議 員 | 2名 |
- 前項の外、次の役員を置くことができる。
- | | |
|-----|-----|
| 顧 問 | 若干名 |
|-----|-----|
- 第5条 会長は理事会が推薦し、評議員会の議決を経て愛知県ラグビーフットボール協会理事会の承認を得なければならない。
- 第6条 理事長、書記長、会計役は理事の互選によって定める。
- 第7条 評議員は会員から選出する。
- 第8条 前4条に規定する以外の役員は理事会で推薦する。
- 第9条 役員任期を次の如く定める。但し補欠者の任期は前任者の残任期とする。
- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 3年 |
| 副 会 長 | 3年 |
| 理 事 | 2年 |
| 会計監査 | 2年 |
| 評 議 員 | 1年 |
| 顧 問 | 無任期 |
- 第10条 役員は任期満了の場合には、その後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第11条 会長は本会に関する一切の事務を統理し、本会を代表する。
- 第12条 理事は理事会を組織して本会の当主務一切を企画、実行する。但し重要な事項に関しては評議員会の決議を経なければならないが、緊急の必要ある場合には、専決、施行し、事後評議員会の承認を得なければならない。
- 第13条 理事会は、総員の3分の1以上出席しなければ、議事を開き決議することができない。
理事会の議事は、過半数で決定する。可否同数の時は会長が裁決する。
- 第14条 会計監査は本会の会計監査を行い評議員委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 第15条 評議員以外の役員は委員会に出席して議事に参与することができる。但し決議に加わることはで

きない。

第16条 評議員会は総員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。評議員会の議事は過半数で決定する。

第17条 会員は、会費を納入し個人登録をしなければならない。

第18条 本会の経費は会費及び寄付金その他で支弁する。

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本規約の施行に必要な細則は、評議員会の決議を経て会長が定める。

第21条 本規約の施行に関して疑義が生じた場合には、理事会の審議を経て会長が決定する。

以上

平成19年10月21日 制定

平成20年 4月 1日 施行

細 則

第 1 章 会 員

- 第 1 条 本会の会員となるには理事会の承認を得なければならない。
- 第 2 条 会員は本則に定められた評議員を各会員につき 1 名宛選出しなければならない。
- 第 3 条 会員が退会する場合は理事会の承認を経なければならない。
- 第 4 条 会員が本会の本則及び細則に違反した場合は理事会の決議によって退会を命ぜられることがある。
- 第 5 条 会員は毎年 4 月末日迄に下記の事項を本会に通知しなければならない。
- 1 部長、会長又は之に相当する代表者、主将、副主将及びマネージャーの住所、氏名
 - 2 評議員の住所、氏名
 - 3 団体を構成する個人氏名（個人登録）
 - 4 本会より通知を受ける場所
 - 5 その他本会の指定した事項

第 2 章 役 員

- 第 6 条 理事の選任は隔年毎に定期評議員会に於いてこれを行う。
- 第 7 条 理事は定員を 15 名とし、内 10 名を各選出母体の推薦により決定し、残り 5 名は前理事会の推薦に基づいて選出する。但し、初年度は各選出母体の推薦 5 名、スクール創設準備委員 10 名で構成する。
- 選出母体及び割当員数
- 1 高校委員会 2 名
 - 2 社会人・クラブ委員会 4 名
 - 3 ラグビースクール委員会 4 名
- 第 8 条 理事会は常任理事会を設けるものとし、会長、副会長、理事長、書記長、会計役及び各委員会委員長で構成する。
- 第 9 条 理事に欠員を生じ会長がその補充を必要と認めたときは、前条の方法に基づいて欠員者を選出母体から選出する。

第 3 章 会 議

- 第 1 0 条 理事会は必要に応じて随時開催、理事長が召集する。
- 第 1 1 条 常任理事会は必要に応じて随時開催する。
- 第 1 2 条 理事会は必要に応じて委員会を設けて事務を囑託することが出来る。
- 第 1 3 条 定期評議員会は毎年愛知県協会総会開催前に行うものとする。
- 第 1 4 条 評議員の提出する議案は開会の 30 日前に本会に通知しなければならない。

第 4 章 入会金、個人会費及び個人登録費

- 第 1 5 条 入会金は徴収しない。
- 第 1 6 条 会費は、年会費として金 3 千円とする。会費には、個人登録費（日本協会競技者個人登録料及び、関西協会個人会費）と保険料を含むものとする。但し、本協会以外のチームなどで登録している場合は、個人登録費を差し引いた額を徴収するものとする。高校生以下は徴収しない。

第 5 章 予算及び決算

- 第 1 7 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 第18条 理事会は毎会計年度の収支を作成し、定期評議員会の協賛を経なければならない。
- 第19条 理事会は評議員会の協賛を経て既予算を追加し又は更正することが出来る。
- 第20条 会計担当理事は毎会計年度の収支予算を作成し理事会の審査を経て評議員会の承認を経なければならない。
- 第21条 毎会計年度末に過剰金を生じた時は評議員会の承認を経て次年度の事業資金に充て他を基金に繰入れる。
- 第22条 理事会は緊急の必要ある場合は会長の許可を経て予算外の支出をなすことが出来る。但し評議員会の事後承認を経なければならない。
- 第23条 毎会計年度末には、決算報告書および事業報告書を愛知県ラグビーフットボール協会に提出するものとする。

第 6 章 競 技 規 則

- 第24条 競技規則は日本ラグビーフットボール協会及び愛知県ラグビーフットボール協会が制定したものに依る。会員は前項の規則及び解釈に対しては承認の義務がある。

第 7 章 競 技

- 第25条 本会の競技はすべて協会が主催するかもしくは監督する。
- 第26条 会員は競技の予定日及び場所を本会に通知しなければならない。
- 第27条 本会は所属チームの試合期日を特に定めることもある。
- 第28条 各部会は所属チームの代表者を招集してスケジュール会議を開催し、スケジュールの決定したものは本会に報告せしめる。

第 8 章 大 会

- 第29条 愛西市の大会は必要に応じて本会が主催する。
- 第30条 本会の主催する大会に参加する団体は日本ラグビーフットボール協会に加盟し、日本協会競技者個人登録が終了した者に限る。
- 第31条 本会は、愛西市及び近隣市町村主催でラグビー大会が行われた場合、これを主管する。

第 9 章 附 則

- 第32条 本会は、愛西市体育協会に加盟するものとする。

以上

平成19年10月21日 制定

平成20年 4月 1日 施行